
プロジェクト **税効果会計専門委員会**

項目 **企業会計基準公開草案第 60 号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（案）」等
－公開草案に寄せられたコメントとそれらに対する対応案**

本資料の目的

1. 企業会計基準委員会は、平成 29 年 6 月 6 日に、以下の企業会計基準及び企業会計基準適用指針の公開草案（以下合わせて「本公開草案」という。）の公表をした。
 - 企業会計基準公開草案第 60 号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（案）」
 - 企業会計基準適用指針公開草案第 58 号「税効果会計に係る会計基準の適用指針（案）」
 - 企業会計基準適用指針公開草案第 59 号（企業会計基準適用指針第 26 号の改正案）「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（案）」
 - 企業会計基準適用指針公開草案第 60 号「中間財務諸表等における税効果会計に関する適用指針（案）」
2. 本公開草案のコメント期間は 2 ヶ月であり、平成 29 年 8 月 7 日に締め切られた。本公開草案に対しては、15 通のコメント・レターが寄せられた。本資料は、本公開草案に対するコメントとその対応案である。

以 上

企業会計基準公開草案第60号

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(案)」等に対するコメント

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

- ・ 企業会計基準公開草案第60号 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(案)」(平成29年6月6日公表)(以下「税効果会計基準一部改正案」という。)
- ・ 企業会計基準適用指針公開草案第58号 「税効果会計に係る会計基準の適用指針(案)」(平成29年6月6日公表)(以下「税効果適用指針案」という。)
- ・ 企業会計基準適用指針公開草案第59号(企業会計基準適用指針第26号の改正案) 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(案)」(平成29年6月6日公表)(以下「回収可能性適用指針案」という。)
- ・ 企業会計基準適用指針公開草案第60号 「中間財務諸表等における税効果会計に関する適用指針(案)」(平成29年6月6日公表)(以下「中間税効果適用指針案」という。)

2. コメント募集期間

平成29年6月6日～平成29年8月7日

3. 公開草案を踏まえた公表物の名称及び公表時期

未定

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団 体 名
CL1	一般社団法人日本貿易会
CL2	日本公認会計士協会
CL3	日本航空株式会社
CL4	有限責任 あずさ監査法人
CL5	株式会社プロネクサス プロネクサス総合研究所
CL6	公益社団法人日本証券アナリスト協会
CL7	新日本有限責任監査法人
CL8	宝印刷グループ 株式会社ディスクロージャー&IR 総合研究所
CL9	有限責任監査法人トーマツ
CL10	PwC あらた有限責任監査法人
CL11	一般社団法人日本経済団体連合会

[個人（敬称略）]

	氏名・所属等（記載のあるもののみ）	
CL12	國見 琢	公認会計士
CL13	矢野 弘樹	公認会計士
CL14	高畑 修一	
CL15	兼田 克幸	岡山大学大学院社会文化科学研究科

5. 主なコメントの概要とその対応

このコメント対応表は、最終的には、各コメントを要約して公表する予定であるが、現段階では、各々のコメントの論拠をよく理解するために、原則として全文を掲載している。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
質問 1: 会計処理に関する質問		
個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱い		
1) 本公開草案の提案の方向性を支持する。	<p>本公開草案の提案に同意する。</p> <p>(理由)</p> <p>連結財務諸表と個別財務諸表における子会社投資に係る将来加算一時差異の取扱いの整合性を図る提案であり、意義のあるものである。</p>	
	<p>本公開草案の提案に同意する。</p> <p>(理由)</p> <p>子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いは現在の日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 6 号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」（以下「連結税効果実務指針」という）および同報告第 10 号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」において取扱いが異なっており、それについて整合性を取ることは妥当であると考え。また、一律に将来加算一時差異に対する繰延税金負債を計上するのは企業の実態を反映しない場合があると考えられるため、本公開草案の提案は妥当なものと考え。</p>	
2) 具体的事例を明示頂きたい	個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いについては同意するものの、利用者の利便性向上のため、子会社株式等に係る将来加算一時差異が発生する場合の具体的事例について明示頂きたい。	
(分類 1) に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い		

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
<p>3) 一定の要件を満たした場合に、原則的な取扱いとすることが明確になるよう表現を見直していただきたい。</p>	<p>本公開草案の提案に同意するが、一定の要件を満たした場合には繰延税金資産を認識しないことを選択でなく原則的な取扱いとすることが明確になるよう表現を見直すことを検討されたい。</p> <p>(理由)</p> <p>企業会計基準適用指針公開草案第59号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(案)」(以下「回収可能性適用指針改正案」という。)第18項では、国内完全子会社投資に係る将来減算一時差異については、企業が(分類1)に該当する場合であっても繰延税金資産を計上しないことが合理的であると判断するときがあると考えられることから、「原則として」の一言を挿入する改正案を提案していると理解している。</p> <p>しかし、回収可能性適用指針改正案第18項では、どのような場合に例外的な取扱いを行うことを求めるのが明らかにされていない。また、同第67-4項では「例えば、完全支配関係にある国内の子会社株式の評価損について、企業が当該子会社を清算するまで当該子会社株式を保有し続ける方針がある場合等、将来において税務上の損金に算入される蓋然性が低いときに当該子会社株式の評価損に係る繰延税金資産の回収可能性はないと判断することも考えられる。」とされており、一定の場合に繰延税金資産を計上しないことが任意で選択可能であると解釈し得るものとなっている。</p> <p>回収可能性適用指針改正案が想定している会計処理が「国内完全子会社株式に係る将来減算一時差異については、企業が(分類1)に該当する場合であっても繰延税金資産を認識しない」というものであるならば、上述のような解釈がなされぬよう同第18項又は第67-4項において、「ただし、国内完全子会社株式の評価損に係る将来減算一時差異については、当該一時差異の解消時点で税効果が合理的に認められる場合を除いては繰延税金資産を認識しない。」と記載するなど、原則的な取扱いがどのようなものであり、どのよ</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>うな場合に例外的な取扱いを行うことを求めているのかがより明瞭になるような記載と する必要がある。</p>	
<p>4) (分類1)に 該当する企業で あっても繰延税 金資産を計上し ない場合を、回収 可能性適用指針 案第67-4項の場 合に限るのであ れば表現を見直 していただきた い。</p>	<p>(分類1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについ て、企業会計基準適用指針公開草案第59号(企業会計基準適用指針第26号の改正案) 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(案)」(以下「回収可能性適用指針案」 という)第18項の「原則として」の意味するところ、および回収可能性適用指針案第67- 4項の繰延税金資産を計上しないと想定される場合を明確化することを前提に、本公開草 案の提案に同意する。</p> <p>例えば回収可能性適用指針案が(分類1)に該当する企業であっても繰延税金資産を計 上しない場合を、回収可能性適用指針案第67-4項の場合に限るのであれば次のような修 文案が考えられる。</p> <p>(考えられる案)</p> <div data-bbox="443 858 1547 1102" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>18. (分類1)に該当する企業においては、原則として繰延税金資産の全額について回 収可能性があるものとする。</p> <p>ただし、完全支配関係にある国内の子会社株式の評価損について当該子会社を清 算するまで当該子会社株式を保有し続ける方針がある場合の当該評価損に係る一時 差異を除く。</p> </div> <div data-bbox="443 1153 1547 1340" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>67-4. これに関連し、例えば、完全支配関係にある国内の子会社株式の評価損につい て、企業が当該子会社を清算するまで当該子会社株式を保有し続ける方針がある場合 等、将来において税務上の損金に算入される蓋然性が低いときに当該子会社株式の評 価損に係る繰延税金資産の回収可能性はないと判断することも考えられる。したがっ</p> </div>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>て、平成 XX 年改正適用指針においては、(分類 1) に該当する企業においても、回収可能性がないものと判断する可能性があることとなるため、繰延税金資産の全額を回収可能性があるものとする取扱いに、「原則として、」との文言を追加の例外を設け、この場合に係る一時差異については繰延税金資産を計上しないこととした(第 18 項参照)。</p> <p>(理由)</p> <p>確かに(分類 1) に該当する会社であっても、現在企業が有する一時差異の全てが将来の課税所得を減額する効果を持つとは言えない場合もあると考えられる。しかし、回収可能性適用指針案の結論の背景第 67-4 項で示されている例示の記載では、当該例示以外のどのような場合に繰延税金資産に回収可能性がないと判断されるのか不明確であると考ええる。</p> <p>加えて、回収可能性適用指針案で提案されている第 18 項への「原則として」の挿入では、回収可能性適用指針案第 67-4 項に示された例示に該当する場合に、当該将来減算一時差異に係る繰延税金資産を計上してはならないのか、もしくは会社の選択で計上しないことができるのか、に関して実務が分かれる可能性があると考ええる。日本公認会計士協会監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」(以下「監査委員会報告第 66 号」という)から企業会計基準第 26 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(以下「回収可能性適用指針」という)に至るまで(分類 1) に該当する企業は繰延税金資産の全てについて回収可能性があるとされてきているが、本公開草案の提案では当該(分類 1)における取扱いを転換しているのか、回収可能性適用指針の全額回収可能とする取扱いに対する容認規定なのか、または当該取扱いの例外規定な</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>のかが明確ではないと考えられるためである。</p> <p>これについて、現状想定されるケースが回収可能性適用指針案第 67-2 項または第 67-4 項で示されている例に限られることを想定しているのであれば、それを明確に示すため、第 18 項の修正案として、ある特定の状況下においては選択の余地なく繰延税金資産を計上しないことを求める上記修正案を提案する。また、回収可能性適用指針案第 67-2 項または第 67-4 項で示されている例に限られないことを想定しているのであれば、回収可能性適用指針案第 18 項に該当するかどうかの判断に関する実務の混乱を避けるためにも、適用指針本文において「原則として」ではなく例外に該当する取引の性質に着目した記載を行う必要があると考える。</p> <p>本公開草案の提案に同意するが、下記について検討いただきたい。</p> <p>「原則として」の文言が第 18 項に追加されたが、この例外は、完全支配関係にある国内子会社株式の評価損に係る繰延税金資産について、回収可能性がないと判断される場合のみが想定されているのかを明記していただきたい。</p>	
5) 想定している取引とその背景について明確にしていきたい。	<p>同意するが、以下の点について追加説明が必要である。</p> <p>「個別財務諸表における子会社等に係る将来加算一時差異の取扱い」と回収可能性適用指針案の第 18 項の「原則として」を追加した背景となった取引については、想定した取引とその背景について明確に示していただきたい。後日、当初想定していなかった取引についても同様な取扱いが誤って適用されるのを防止しておく必要があると思われる。</p>	
6) 子会社株式等に係る将来減算一時差異を対象とすることが望	<p>基本的には同意する。</p> <p>ただし、回収可能性適用指針案においては、(分類 1) に該当する企業において繰延税金資産の回収可能性がないと判断される例外的な取扱いとして、完全支配関係にある国内の子会社株式の評価損に係る将来減算一時差異が想定されているが、子会社株式等に係る</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
ましい。	<p>将来減算一時差異を対象とすることが望ましいと考える。</p> <p>(理由)</p> <p>本公開草案では、将来加算一時差異において、子会社等に対する投資に係る一時差異としての性質が類似していることや解消事由が同じであることから、連結財務諸表と個別財務諸表における子会社等に対する投資に係る一時差異に関する取扱いについて整合性を図る提案がされている(税効果適用指針案第8条(2)及び第23項)ことを勘案すると、将来減算一時差異についても同様に整合性を図ることが考えられる。</p> <p>したがって、(分類1)に関して、将来において税務上の損金に算入される蓋然性が低いときに、繰延税金資産の回収可能性がないと判断される場合を例示するのみならず、個別財務諸表上の子会社株式等に係る将来減算一時差異の取扱いに関しても、連結財務諸表における取扱い(税効果適用指針案第22項)と整合させ、(分類1)に該当する企業において繰延税金資産の回収可能性がないと判断される例外的な取扱いとすることが望ましいと考える。</p>	
未実現損益の消去に関する税効果会計の取扱い		
7) 本公開草案の提案の方向性を支持する。	<p>本公開草案の提案に同意する。</p> <p>(理由)</p> <p>未実現損益に係る税効果会計の適用に当たり、資産負債法を採用するか繰延法を採用するかについては、主として国際的な会計基準における取扱いと不整合があったことから、本論点について改めて検討対象としていたものと理解している。</p> <p>繰延法と資産負債法の考え方については、以下の点を踏まえ、繰延法を継続することに同意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 双方に一定の論拠があると考えられるものの、国際財務報告基準と米国会計基準の間でも 	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>不整合が生じていること</p> <ul style="list-style-type: none"> 未実現損益の対象となる資産の顛末が将来の課税関係に影響を与えないことから、繰延法が費用収益対応や経営管理上の観点で我が国の財務諸表作成者及び利害関係者から一定の理解を得ていると考えられること 繰延税金資産の計上額については、我が国では回収可能性適用指針に基づきスケジューリングの可否や企業の分類によって計上額が決定されるため、未実現利益に係る一時差異を資産負債法の枠組みで回収可能性判定するに当たっては、実務的に煩雑な判断過程を必要とすることが考えられること <p>いずれも本公開草案の提案に同意する。</p> <p>(理由)</p> <p>本公開草案の提案は、いずれも実務上の課題に対応するために見直しを行うものであり、意義のあるものとする。</p> <p>また、未実現損益の消去に係る税効果会計について繰延法を継続すべきか資産負債法とすべきかについては、主として国際的な会計基準との整合性や未実現損益の消去に係る税効果会計については、資産負債法の例外として繰延法が採用されてきたことから検討されたものと理解している。繰延法と資産負債法にはそれぞれ一定の論拠があると考えられるが、国際財務報告基準と米国会計基準の間でも取扱いが異なっていること、未実現損益の消去に係る一時差異については、他の一時差異と異なり未実現損益が発生した決算期において当該未実現損益に係る課税関係は完結していること、繰延法は我が国の会計実務に定着しており、財務諸表作成者及び利用者から一定の理解を得られていると考えられること、今回の改正は実務上の課題に対応するという基本的な考え方に基づくものであることなどを踏まえると、現時点において繰延法を継続することに同意する。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>本公開草案の提案に同意する。</p> <p>(理由)</p> <p>未実現損益の消去に係る税効果会計に関して繰延法を継続して採用することについては、わが国では未実現損益の消去に繰延法を用いることに対して特段の不都合が指摘されていないと考えられること、および国際的な会計基準でも未実現損益の消去に係る税効果会計に関しては一部繰延法を採用する方法が見られることから、現状、繰延法を廃止する必要は低いものと考えられる。そのため、本公開草案の提案は現時点で適切なものとする。</p> <p>同意する。</p> <p>(理由)</p> <p>未実現損益の消去に係る税効果会計について、繰延法を継続する結果として、IFRS との相違が解消されずに残ることになるが、大昔に税効果会計を導入する際に、自国基準の会計処理として資産負債法ではなく繰延法を選択するという判断を行っているわけであるから、その判断をひっくり返すためには論理的な理由が必要である。例えば「IFRS の適用企業が多くなってきた」というのは蓋然的なものではなく、会計上の論理的な理由にはならない説得力に乏しいものである。</p> <p>未実現損益の消去に係る税効果会計について、繰延法を継続して採用することは適切である。</p>	
8) 繰延法を採用することの追加の検討が必要である。	<p>同意するが、以下の点について追加説明が必要である。</p> <p>未実現損益の消去に係る税効果について繰延法を継続的に採用するのであれば、記述された論拠があまりに弱いように思われる。</p> <p>税効果会計に係る会計基準の適用指針(案)131項では、繰延法と資産負債法に一定の</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>論拠があるとしつつ、資産負債法を採用しない理由として 132 項で①資産負債法に変更すると多大なコストが生じる可能性があること、②他に IFRS と異なる点があることから、必ずしも整合させる必要はないことなどが挙げられている。資産負債法に変更する場合、多大なコストが必要であるケースやそのような主張がなされる背景を具体的に示していただきたい。また、他に IFRS と違う点があるというのは、あまりに安易で論拠になっていないと思われる。</p> <p>未実現損益の消去に係る税効果会計について繰延法を継続して採用する提案については、以下の理由から同意しない。</p> <p>未実現損益消去に係る税効果につき、国際会計基準に基づく連結財務諸表を作成している企業グループ内に本邦会計基準適用会社がある場合、繰延法から資産負債法への連結修正を行っているが、こうした実務負担の軽減に加え、コンバージェンスの観点からも、資産負債法の適用について再検討頂きたい。</p>	
9) 繰延法を採用することに、基本的には同意するが、一定の開示を条件に、資産負債法の採用も認めることの検討の余地がある。	<p>繰延法を継続して採用することに、基本的には同意する。</p> <p>ただし、一定の開示を条件に、資産負債法の採用も認めることについては、検討の余地があると考える。</p> <p>（理由）</p> <p>我が国において国際財務報告基準（IFRS）の任意適用企業が増加している中で、IFRS においては資産負債法が採用されていることや、審議の過程において、繰延法も資産負債法も一定の論拠（税効果適用指針案第 131 項）が認められるものの、主に変更に伴うコストの発生という実務上の懸念が考慮されたこと（同適用指針案第 132 項）を踏まえると、企業の判断により、一定の開示を条件に、資産負債法の採用を認めることについては、検討の余地があると考える。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
<p>10) 繰延法を採用すること同意するが、何れが企業価値を適切に表しているかの視点から記載して欲しい。</p>	<p>未実現損益の消去に係る税効果会計について、繰延法を継続するという結論には同意するが、論拠については、以下の記載を加えることをご検討頂きたい。</p> <p>【未実現損益の消去に係る税効果会計についての意見】</p> <p>企業会計基準適用指針公開草案第58号『税効果会計に係る会計基準の適用指針(案)』の結論の背景に、以下の記載を加えるべきと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・131項 <p>繰延法と資産負債法は、何れも一定の論拠があるとされているが、結果として金額が異なるのだから、何れが企業価値を適切に表しているかの視点からの記載を加えて頂きたい。</p> <p>私見では、資産負債法は、購入側で支払う仮定を置いているが、その仮定を置いても購入側の税率で計算した金額は課税されないことから、確定した税額を繰延べる繰延法が企業価値を適切に表していると考え、企業価値の視点から資産負債法も繰延法と同等であるなら、その解説を記載して頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・132項 <p>資産負債法に変更する場合の影響としては、以下の点も記載を加えて頂きたい。</p> <p>①国内会社から在外子会社等に、棚卸資産以外の資産を売却した場合の、為替変動影響額の検討</p> <p>現行は、購入した在外子会社等が資産を所有している間、為替相場が変動しても、未実現損益は変動させないとされている(外貨建取引等の会計処理に関する実務指針45項)。</p> <p>しかし、資産負債法に変更する場合、この指針の変更要否について検討すべきと考える。</p> <p>資産負債法は、購入した会社で未実現損益に対する税金を支払うと仮定するのだから、繰延税金資産または負債は、購入した会社の毎期末の為替相場で換算した額とし、将来、</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>未実現損益が実現した時に計上する税金費用も、購入した会社のその期の為替相場で換算した額にすべきではないか。税効果を毎期の為替相場で換算した額にすることになれば、未実現損益も同じ為替相場で換算すべきと考える。</p> <p>よって、資産負債法に変更する場合の影響に、外貨建取引等の会計処理に関する実務指針45項の見直しが必要との旨を加えて頂くか、当該指針は変えなくて良いということであれば、その理由を記載して頂きたい。</p> <p>なお、当該指針を見直し、未実現損益に為替相場の影響を反映する場合、システムへの影響が発生することも付記しておく。</p> <p>②未実現損益を購入会社で認識することの検討</p> <p>繰延法は、未実現損益を認識する会社と、税効果を認識する会社が、何れも売却元で一致している。</p> <p>資産負債法に変更した場合、税効果を認識する会社だけ購入側に変更すると、未実現損益は売却元で認識し、これに係る税効果は購入側で認識することになってしまうが、未実現損益も購入側で認識する方法に変更することの検討の要否について記載して頂きたい。これは、非支配株主持分の算定に影響する。</p> <p>例えば、ダウンストリームの場合、現行は、未実現損益も税効果も売却元で認識するから非支配株主持分は発生しないが、税効果のみ購入側に変更すると、未実現損益に対しては非支配株主持分が発生しないのに、これに係る税効果のみ購入側の非支配株主持分が発生してしまう。さらに、①で購入側が在外子会社等の場合に、未実現損益に為替相場の影響を反映することになれば、購入側で生じる為替換算調整勘定に対しても、購入側の非支配株主持分が発生すると考える。</p> <p>しかし、資産負債法の、未実現利益が実現した時に当該利益に対して納付するとの仮定</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>に基づけば、未実現利益も税金を支払うと仮定した購入側で認識する方が妥当と考える。</p> <p>よって、資産負債法に変更した場合に、未実現損益を購入側で認識することの検討が必要との旨を記載して頂くか、資産負債法に変更しても、未実現損益は売却元の認識のままが良いのであれば、その理由を記載して頂きたい。</p>	
質問2：表示に関する質問		
11) 本公開草案の提案の方向性を支持する。	<p>本公開草案の提案に同意する。</p> <p>(理由)</p> <p>繰延税金資産と繰延税金負債を非流動区分に表示することは、国際的な会計基準との整合性を図るためと理解しており、企業会計基準委員会の提案に同意する。</p>	
12) 同意するが、論理的な説明を記載することが必要である。	<p>提案に同意する。</p> <p>なお、表示を変更する根拠に関して、「国際的な会計基準に整合させ、財務諸表の比較可能性が向上することが期待されること」(「税効果会計に係る会計基準」改正案第16項)と説明されているが、会計理論面での説明を丁寧に書いていただきたい。</p> <p>同意する。</p> <p>ただし、繰延税金資産及び繰延税金負債の表示方法を現行処理から変更する理由について、公開草案の記載はあまりにもあいまいすぎであり、会計基準等の品質の観点から足りていない。論理的な説明を記載することが必要である。</p> <p>(理由)</p> <p>企業会計基準公開草案第60号(以下、公開草案)結論の背景(11項～16項)は、現行の流動/固定に区分する方法、変更提案のすべて非流動とする方法、それぞれについて一定の論拠があるとしたうえで、財務諸表作成者の負担が軽減される、財務分析上の影響が少ない等の理由で表示方法の変更を提案した旨を述べている。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>質問 1 へのコメントでも述べた通り、現行の会計処理(表示方法も含まれる)を変更するには、関係者が納得する論理的な理由が必要である。IFRS にあわせるという理由は、しばしば比較可能性の向上というもっともらしい言いわけも添えられるが、蓋然的なものでしかなく会計理論面での説明が含まれていない。財務諸表における表示方法とはいえ、会計基準等の内容を変更するのであるから、理由については論理的かつ明解な理由を記載することが必要である。</p> <p>公開草案 14 項は、流動/固定に区分する方法、すべて非流動とする方法のそれぞれについて一定の論拠があるとしているが、前者は財務分析、後者は経済実態の話である。公開草案は、両者を同じ土俵にあげて、それぞれについて一定の論拠があるとしているが、会計基準等の検討においてはまず、経済実態の観点から判断を行うべきであり、公開草案 14 項の二段落目(「一方・・・」以下)を理由として、表示方法の変更を提案するべきであると考える。</p>	
13) 表示を変更する理由が明確でないため、同意しない。	<p>繰延税金資産及び繰延税金負債の表示に関する提案につき、同意しない。</p> <p>(理由)</p> <p>(1)国際的な会計基準の取扱いと整合させる、ということのみが論拠となっており、その背景が当基準案上明示されていない。少なくとも国際的な会計基準において、このような表示が採用された事情を調査し、わが国においても同様な事情が存在するのかわを確認しておく必要がある。</p> <p>(2)繰延税金資産及び繰延税金負債をすべて固定区分とする論拠として、「換金性のある資産ではない」点が挙げられているが(14 項)、前払費用のように換金性はなくとも、流動区分に分類される資産もある。</p> <p>(3)税務上の繰越欠損金に関する繰越期限別の数値情報を開示させるということは、1</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>年内に回収できる税務上の繰越欠損金に関する繰延税金資産が重要性をもって明示される可能性もある。それにもかかわらず、これを固定資産として表示することは、1年基準に基づく流動固定分類の考え方と不整合となる。</p>	
質問3-1：注記事項を追加する提案に関する質問		
(総論) 本公開草案で追加する注記事項の全体について同意するコメント		
<p>14) 本公開草案の提案の方向性を支持する。</p>	<p>本公開草案の提案に同意する。 (理由) 繰延税金資産の計上に際しては、経営者による判断が影響し、不確実性が存在する。財務諸表利用者が、その判断の合理性を理解できるように情報を開示することが財務諸表の有用性を高めるために必要である。</p> <p>同意する。 なお、公開草案において注記事項に追加しなかった項目について、あらためて復活(追加)させることには強く反対する。 (理由) 公開草案では注記事項を追加するにあたって、必要性の検討が行われており評価できる。注記事項がなぜ必要なのか、どのように利用されるのかが示されていることで、作成者側はその意図を理解したうえで開示を行うことができる。 ただし、どれくらい多くの、どれくらいの割合の利用者が、公開草案に記載されているような作業を行い、問題意識を持っているかについては大いに疑問であるし、公開草案の記載内容に満足できるわけではない。 しかしながら ASBJ が会計基準等で注記を求めるにあたって今回の公開草案のような取り組みを行うことは、今後もきちんと行ってほしい。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>評価性引当額の内訳に関する数値情報</p> <p>『公開草案』第4項(注8)(1)によって、他の将来減算一時差異に係る評価性引当額と繰越欠損金に係る評価性引当額が別掲されることで、税負担率の実績と予測の乖離の原因となることが多い繰越欠損金に係る評価性引当額を把握できる。また、繰越欠損金に係る繰延税金資産は、将来減算一時差異に係る繰延税金資産と比較して回収可能性が劣ることが多く、繰延税金資産全体の回収可能性を評価する上で、繰越欠損金に係る評価性引当額を別途把握することは有益である。</p> <p>一方、より精緻に税負担率の予測や繰延税金資産の回収可能性の分析を可能とする他の将来減算一時差異について、発生要因別の注記が要求されなかったことは残念である。</p> <p>また、「税務上の繰越欠損金の額が重要なとき」に注記の記載を限定することに異論はないが、『公開草案』第29項にある様に「第28項の考え方を目安として、企業の状況に応じて適切に判断」して、適切な数値情報が開示されることを期待している。</p>	
(総論) 本公開草案で追加する注記事項の全体について同意しないコメント		
15) 注記事項を追加する場合、IFRSとの整合を図るべきである。	<p>提案されている「税務上の繰越欠損金(税率を乗じた額)、評価性引当額、及びその繰延税金資産の繰越期限別の明細」の開示については、提案に同意しない。(公開草案「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(案)」等の公表」別紙4-1(*2))</p> <p>かかる開示をIFRSは求めておらず、「財政状態計算書に繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異、税務上の繰越欠損金、及び繰越税額控除の額(及びもしあれば失効日)」の開示を求めているにとどまる(IAS第12号「法人所得税」第81項(e))。そこで、例えば、「税効果会計に係る会計基準」注解9を「繰延税金資産の発生原因別の主な内訳として税務上の繰越欠損金を記載している場合であって、当該税務上の繰越欠損金の額が重要であるときは、繰越欠損金の失効年度(もしあれば)を記載する。」とすること</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>が考えられる。</p> <p>少なくとも、繰越欠損金に係る繰延税金資産等の繰越期限別の開示に関しては、「税負担率の予測」にどれだけ有用であるか、疑問である。</p>	
評価性引当額の内訳に関するコメント		
<p>16) 評価性引当額の内訳(数値情報・定性的な情報)に関する注記事項について有用な情報を提供しない。</p>	<p>同意しません。</p> <p>(理由)</p> <p>「評価性引当額の内訳に関する注記事項の追加」について</p> <p>「評価性引当額の内訳に関する開示(数値情報・定性的な情報)」について、「財務諸表利用者による税負担率の予測」および「繰延税金資産の回収可能性に関する不確実性の評価」を目的としています。評価性引当額は、将来の課税所得が不足する額を直接的に示す情報ではないため、内訳を開示しても、財務諸表利用者が当該目的を達成することは困難と考えます。</p> <p>また、「税効果会計に係る会計基準」の一部改正(案)第24項において、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が有用な情報となるケースが記載されていますが、税務上の繰越欠損金の増減については、他の開示情報からも読み取れる情報であるため、税務上の繰越欠損金の追加的な開示は不要と考えます。</p> <p>したがって、注記の追加作成は不要と考えます。</p>	
<p>17) 評価性引当額の内訳に関する数値情報の記載の要否に関する重要性の判断</p>	<p>評価性引当額の内訳に関する数値情報の記載の要否に関する重要性の判断については、実務上判断に迷う可能性が高いと考える。</p> <p>評価性引当額の内訳に関する数値情報は、「繰延税金資産の発生原因別の主な内訳として税務上の繰越欠損金を記載している場合であって、当該税務上の繰越欠損金の額が重要であるとき」に記載する、と定められており、この「重要であるとき」とは、例示として、</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
<p>を発生原因別の内訳と整合させるべきである。</p>	<p>「将来の税務上の繰越欠損金の繰越期間にわたる年度別の税引前純利益に対する当該税務上の繰越欠損金の控除見込額の割合が重要な場合」や「純資産の額に対する税務上の繰越欠損金の割合が重要な場合」が含まれると考えられる、とある(27項・28項)。</p> <p>これらの例は、税務上の繰越欠損金に関する繰延税金資産の額が大きい場合、つまり評価性引当額が小さい場合に重要と判断されるのか、それとも逆に評価性引当額が大きい場合に重要と判断されるのか、不明確ではないか。</p> <p>このような事態を避けるためには、繰延税金資産の発生原因別の主な内訳として税務上の繰越欠損金を記載する際の重要性の判断と単純に整合させ、評価性引当額の内訳に関する数値情報は、「繰延税金資産の発生原因別の主な内訳として税務上の繰越欠損金を記載している場合」に記載する、と定めた方が理解しやすく望ましいと考える。</p>	
<p>18) 同意するが、評価性引当額が重要な場合、主な内容を注記として求めることを検討いただきたい。</p>	<p>同意します。ただし、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額(税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額を除いた評価性引当額)が重要な場合、将来予測情報としての重要性の観点から、その主要な内訳等主要内容を注記として求めることをご検討頂けないか。また、将来加算一時差異に係る税金の額のうち、将来の会計期間において支払が見込まれない税金の額がある場合の繰延税金負債の内訳の注記方法についても示していただけないか。</p> <p>(理由)</p> <p>結論の背景第25項において、評価性引当額を項目別に算定し記載する場合、一定の仮定を置いた計算等により按分して算定せざるを得ないケースが生じると考えられ、そのような計算により算定された情報は必ずしも有用な情報とはならないと考えられる旨が記載されています。本見解について基本的に同意しますが、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額が重要な場合については、仮定計算による情報である点や費用対効果を勘</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	案しても、当該注記情報には一定の有用性があるのではないかと考えるため。	
19) 繰越欠損金とそれに対する評価性引当金の国別・地域別の開示が有用な情報となる。	<p>税務上の繰越欠損金については、税法の適用は、国ごと、会社ごとになると考えられるため、繰越欠損金とそれに対する評価性引当金は、少なくとも、親会社、国内子会社合計、海外子会社合計ごとに開示するのが、回収可能性の判断の情報として有用と考える。</p>	
20) 評価性引当額の内訳に関する定性的な情報の主な内容の例示が必要である。	<p>評価性引当額の内訳に関する定性的な情報</p> <p>『公開草案』第4項(注8)(2)によって、評価性引当額の重要な変動の主な内容が定性的に注記されれば、税負担率に重要な影響が生じている原因を分析する際の手掛かりになる情報が増える点は評価したい。</p> <p>なお、当該変動の内容や重要性は企業の置かれている状況によって様々なため、記載事項や重要性の基準を一律に定めなかったことに異論はないが、開示される内容が単に発生要因別の内訳に止まらず、変動した理由を伴うなど税負担率に重要な影響を及ぼす原因の理解に役立つ情報が開示されることを期待している。このため、せつかくの開示内容がまちまちになることが放置されない様に、変動の主な内容の例示も必要である。</p> <p>定性的な情報として、「評価性引当額の重要な変動の主な内容」と「繰延税金資産を回収可能と判断した主な理由」が追加されている。具体的に何をどう記述するのが明確でないため、少なくとも記述内容の例示が必要である。</p>	
税務上の繰越欠損金に関するコメント		
21) 税務上の繰越欠損金に関する	同意しません。 (理由)	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
<p>る注記事項の追加について有用な情報を提供しない</p>	<p>「税務上の繰越欠損金に関する注記事項の追加」について</p> <p>「繰越欠損金に関する開示」について、「財務諸表利用者による税負担率の予測」を目的としていますが、連結ベースによる開示は、事業内容・税制・回収可能性が、それぞれ異なる会社の数値が合算されているため、財務諸表利用者が当該目的を達成することは困難と考えます。</p> <p>また、「税効果会計に係る会計基準」の一部改正(案)第37項においては、「税負担率の予測」に関する単純な例が記載されていますが、実際には、税制・回収可能性の異なる会社の数値が合算されることから、当該事例のようなケースは少ないことが想定され、「繰越欠損金に関する開示」を行っても、財務諸表利用者が当該目的を達成することは困難と考えます。</p> <p>一方、財務諸表作成者にとっては、特に、諸外国の税制における繰越欠損金に係るルールおよび適用される税率が複雑であること等の理由により、作業負荷が増加することが考えられます。</p> <p>したがって、注記の追加作成は不要と考えます。</p>	
<p>22) 安易に IFRS 等の内容を採用するのではなく、その必要性や実行可能性について、再検討されるべきである。</p>	<p>本年6月6日付けで公表された『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正(案)」の第5項では、税務上の繰越欠損金に関する情報として、繰越欠損金の額が重要であるときは、繰越期限別に次の数値を注記することが提案されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 税務上の繰越欠損金の額に税率を乗じた額 ② 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 ③ 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の額 <p>公開草案によると、これは、財務諸表利用者による税負担率の予測に資することを狙いとするものとされていますが、繰越期限別に上記①～③の注記を求めることの必要性がよ</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>く理解できない。</p> <p>法人税法上、繰越欠損金の繰越期限は現在9年間とされているが、将来における課税所得を見積り、繰越欠損金に係る繰延税金資産の額を年度別に査定(スケジューリング)することは一般的には相当難しい面があるものと思われる。このため、比較的短期間についてのスケジューリングしかできないケースも想定される。</p> <p>上記改正案は、国際的整合性の観点を踏まえて提案されているものと思われませんが、財務諸表作成会社や会計監査人の負担が増大する開示事項でもあり、安易にIFRS(IAS)等の内容をそのまま我が国の会計基準に採り入れることを避け、その必要性や実行可能性について、再検討されるよう希望する。</p> <p>近年、財務諸表作成上の見積りや将来予測事項が増えると同時に、情報開示の充実・強化が促進されてきている。こうした中、注記事項の拡大に当たっては、開示情報としての有用性や、財務諸表作成会社及び会計監査人の負担面について十分考慮されることが必要であると思われる。</p>	
23) 税務上の繰越欠損金に関する注記事項に関して多大な実務負担が生じる。	<p>当該注記事項を追加する提案については、以下の理由から同意しない。</p> <p>特に、税務上の繰越欠損金に関する注記事項に関して、連結納税制度を採用し、多数の連結子法人を抱える親法人においては、連結子法人毎の税務上の繰越欠損金に関する注記事項を作成する為に多大な実務負担が生じる事が懸念される。また、連結子法人(非上場会社)においても、有価証券報告書に比して早期に作成が要される会社法計算書類において当該注記事項を作成する為に多大な実務負担が生じる事が懸念される。</p>	
24) 本公開草案の提案に同意するが、税務上の繰	<p>本公開草案の提案に同意するが、税務上の繰越欠損金に関する注記事項を追加する理由の記載の見直しを検討いただきたい。</p> <p>(理由)</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
越欠損金に関する注記事項を追加する理由の記載の見直しを検討いただきたい。	<p>税務上の繰越欠損金に関する注記事項を追加する理由として、「税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、他の将来減算一時差異等に係る繰延税金資産よりも一般的に回収可能性に関する不確実性が高いとされているため、当該税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額は、比較的、回収可能性に関する不確実性が高い繰延税金資産の額を理解する上で有用な情報となると考えられる。」(税効果会計基準改正案第25項第3段落)との記載がある。しかしながら、税務上の繰越欠損金が生じている場合は生じていない場合と比較して繰延税金資産全体の回収可能性に関する不確実性が高くなることは考えられるものの、税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、他の将来減算一時差異等に係る繰延税金資産よりも回収可能性に関する不確実性が高いとはいえないものと考えられるため、表現の見直しが必要と考える。</p>	
25) 税務上の繰越欠損金の繰越期限別の内訳の国別・地域別の開示が有用な情報となる。	<p>税務上の繰越欠損金の繰越期限別の内訳は、親会社、国内子会社合計、海外子会社合計ごとに、また税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額と併せて開示することが必要である。また、海外で発生した繰越欠損金で、回収について重要な不確実性が存在する等の場合には、その概要を注記させることも必要ではないか。</p>	
26) 繰越期限の年限について年度の区切り方を定めるべきである。	<p>『公開草案』第5項(注9)(1)によって、税務上の繰越欠損金に関する数値情報が繰越期限別に注記されれば、税務上の繰越期間にわたって課税所得または税務上の欠損金が生じた時の税負担率を予測する際の手掛かりになる情報が増える点は評価したい。収益予測の精度は手前の期間より先の期間になるほど低下するため、繰越期限が遅い繰越欠損金に対する繰延税金資産については回収可能性を保守的に評価することもあり、期間別注記の有用性は高い。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>ただし、繰越期限の年限について年度の区切り方を定めていないため、恣意的に繰越期限を曖昧にした開示が行われる可能性がある。『公開草案』16頁～17頁の「〔開示例〕税効果会計に関する注記例」で、「X年」の記載を1年区切りに変更するなどの修正を行い、それを参考にして、税負担率の予測に役立つ情報が開示されるように啓蒙することが必要であろう。</p> <p>また、2015年7月27日に日本公認会計士協会がASBJへ提出した「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(案)」についての意見書でも述べている様に、税の扱いは個社ごとであるため、会社別の繰越欠損金の詳細は分析上で必要な情報と考えている。これが難しいのであれば、少なくとも、国内と国外の会社ごとの合計で、繰越欠損金の繰越年限ごとの数値を開示することを検討していただきたい。</p> <p>税務上の繰越欠損金の繰越期限別の内訳について、公開草案の末尾にある開示例では「X年・・・」という記載となっており具体性がなく、開示が区々となることが危惧される。例えば、長期債務のような他の年度別の開示に見られるように、最初の5年間は1年ごと、その後は、例えば5年ごとといった形で明確に記載すべきである。この方が、回収可能性の分析において有用性が高いはずである。</p>	
27) 税務上の繰越欠損金に関する定性的な情報の例示が必要である。	<p>税務上の繰越欠損金に関する定性的な情報</p> <p>『公開草案』第5項(注9)(2)によって、税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産を回収可能と判断した主な理由が定性的に注記されれば、繰延税金資産の回収可能性を判断する際の手掛かりになる情報が増える点は評価したい。</p> <p>ただし、企業の置かれている状況が様々であることを理由に記載事項を一律に定めなかったため、理由の記載が「将来の収益力に基づく課税所得見込みを考慮した結果」という様な一般的なものに留まることを強く懸念している。「繰延税金資産の回収可能性に関す</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>る適用指針」の公表により、「回収できることを企業が合理的な根拠をもって説明する場合」も増加すると思われる。このため、IAS 第12号第82項に基づく開示例などを参考に、『公開草案』17頁の[開示例]の(c)を具体的な例示に変更することを提案する。</p>	
注記事項を追加しなかった項目に関するコメント		
<p>28) 基本的に同意するが、見送られた項目については再検討していただきたい。</p>	<p>『公開草案』において、繰延税金資産の発生原因別の主な内訳の注記に関する第4項(注8)の記載内容を充実し、税務上の繰越欠損金の額が重要なときの取扱いに関する第5項(注9)を新設する提案に基本的に同意する。提案の開示の追加は、繰延税金資産や評価性引当額の内容の理解を促進するものであり、財務諸表利用者による税負担率の予測や、繰延税金資産の回収可能性の評価に関する分析の質の向上に寄与するものと評価している。</p> <p>ただし、『公開草案』では、評価性引当額より詳細な内訳、繰延税金資産の会社別の内訳、税法の改正による影響額など、審議過程で検討された開示項目や、2015年5月に公表された「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(案)」へのコメントとして寄せられた、国内企業の分類に関する注記、回収可能性の合理的な説明に関する注記、税引前純損失が生じている場合の税率差異の注記などの開示が見送られたことには不満がある。</p> <p>2015年12月の「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の公表時に注記事項の追加を先送りして、時間を掛けて議論してきたにも関わらず、繰延税金資産や評価性引当額の内容や、繰延税金資産計上の見積もりの根拠について、十分な情報が得られるまでの改善が提案されなかったことは残念である。公開草案の第48項から第51項に記載された理由は、いずれも利用者の立場から見て説得力のあるものとは言えず、上記の事項の開示の見送りについて再検討していただきたい。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>公開草案の結論の背景第 48 項から第 51 項には、公開草案に反映されなかった追加注記事項について、その理由が記述されているが、結論先にありきの前提で記述されたせい か説得力に乏しい。以下の事項は、税効果の認識状況の分析や過去との期間比較を行う上 で必要な情報であり、注記事項に追加するように再検討すべきと思われる。</p> <p>① 国内企業の回収可能性判断上の分類の開示 ② 回収可能性の適用指針第 26 号における「回収できることを企業が合理的な根拠を もって説明する場合」のその内容の注記 ③ 現行ルールでは開示されていない税引前純損失が生じている場合における税率調 整の注記</p> <p>税率差異の注記(税効果会計基準一部改正案第33項及び第51項)について 税金等調整前当期純損失又は税引前当期純損失(以下「税引前純損失」という)が生じ ている場合においても、税率差異の注記を継続すべきと考える。 (理由) 税引前純損失が生じている場合における税率差異は注記事項に追加しないとされてい るが(税効果会計基準一部改正案第 51 項)、税効果会計基準一部改正案第 24 項に記載さ れているように、税率差異の注記は財務諸表利用者における税負担率の予測の観点から有 用であるため、税引前純損失の場合にも開示の連続性を確保すべきと考える。</p>	
29) 注記事項の コンバージェン スの観点から追 加的な検討が必 要である。	<p>繰延税金資産負債の表示についてはコンバージェンスが行われたが、注記事項について は、依然として差異がある。例えば、次のような事項についても検討を加え、我が国にお いては必要でない判断されたのであれば、その理由を明確に示していただきたい。</p> <p>① 繰延税金負債が認識されていない子会社、支店及び関連会社に対する投資並びに共 同支配の取り決めに対する持分にかかる一時差異の合計額</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>② 未認識の繰延税金負債</p> <p>③ 当期または前期に税務上の繰越欠損金を計上しているが、将来課税所得の見積りに基づき繰延税金資産を計上している場合はその根拠</p>	
<p>30) 同意するが、見積りの変更に関する定性的な説明の開示を求めることを提案する。</p>	<p>本公開草案で提案された注記事項の追加については同意するが、加えて繰延税金資産の残高の変動に関わらず、繰延税金資産に関する見積りの変更に関する定性的な説明の開示を求めることを提案する。</p> <p>(理由)</p> <p>私どもは回収可能性適用指針公開草案に対するコメント募集時においても、財務諸表利用者の繰延税金資産の回収可能性に関する不確実性やリスクに関する理解、および国際財務報告基準等に基づいて作成された財務諸表の開示と同等の情報提供を図る観点から、以下の項目について開示を行う必要があると考えたと主張してきた。</p> <p>① 繰延税金資産の回収可能性について変更された内容等</p> <p>② 評価性引当額の内訳（将来減算一時差異に係るものと税務上の繰越欠損金に係るもの）</p> <p>③ 税務上の繰越欠損金に関する情報</p> <p>本公開草案では、これらのうち②および③について注記を行うことが提案されており、特に評価性引当額の主な内容に関する注記を行うことが提案されていることで①についてもある程度の対応が図られているものと理解しており、その点については本公開草案の提案は適切なものと考えている。</p> <p>しかしながら、繰延税金資産の額の大きな変動の要因は評価性引当額に起因するものに限られるものではないと考えられるため、企業会計基準公開草案第60号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(案)」(以下「税効果会計基準一部改正案」という)で提</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	案されている注記内容に限らず、繰延税金資産の回収可能性の見積りについて変更された内容を定性的情報として包括的に注記することが財務諸表利用者の財務諸表に対する理解可能性にとっても有用であると考え。	
質問3-2：個別財務諸表における注記事項に関する質問		
31) 本公開草案の提案の方向性を支持する。	<p>本公開草案の提案に同意する。</p> <p>(理由)</p> <p>企業会計基準公開草案第60号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(案)」(以下「税効果会計基準改正案」という。)第46項における、個別財務諸表については当該注記事項を追加しなくとも財務諸表利用者が他の情報と併せて理解し得る情報であるとの考え方に同意する。</p> <p>なお、連結財務諸表と個別財務諸表の開示の在り方については、開示される財務諸表について比較可能性、目的適合性、完全性、理解可能性などの観点から、利用者のニーズ、作成コスト、監査上の取扱い等を踏まえて、我が国の財務報告の枠組みがより体系的に整理されるように今後も更なる検討が必要と考える。</p>	
32) 評価性引当額の内訳に関する注記の提案に同意しない。	<p>提案に同意しない。</p> <p>個別財務諸表を開示すること自体が国際標準ではない状況であり、かつ、企業は日を追うごとに連結グループ経営を推進・発展させており、個別財務諸表の数字が経営判断における指標として意味を持たなくなっている状況が多くなっている。また、2014年3月26日付で改正された「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」により、我が国において個別財務諸表等の簡素化が図られてきているところである。</p> <p>かかる状況に鑑み、個別財務諸表の注記については現状どおりとすべきである。</p> <p>さらに進んで、連結財務諸表を作成している会社においては、個別財務諸表における注</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>記を不要とすべきであると考えている。</p> <p>連結財務諸表を作成している場合において、コストと便益の比較の観点から個別財務諸表における注記事項の追加としない提案については同意するが、その例外として、評価性引当額の内訳に関する数値情報を個別財務諸表における注記事項に追加する提案については、以下の理由から同意しない。</p> <p>新たな開示項目が追加されることで、一定の実務負担の増加が想定される。一方で、連結納税の場合、繰越欠損金の回収可能性は連結納税グループの連結所得見積額を考慮して決定されるものであるため、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が開示されたとしても、そこから財務諸表利用者が必要としている将来の税負担率を予測することや、繰延税金資産の回収可能性に関する不確実性の評価を行うことは困難であり、注記の有用性を欠くと考えられる。また、企業活動の多角化、グローバル化に伴い、企業集団としての財政状態、経営成績を示す連結財務諸表の重要性が高まる一方、個別情報の簡素化が図られている中、単体注記を拡充する方向性にも疑問を感じる。</p>	
	<p>同意しません。</p> <p>(理由)</p> <p>(質問3-1)に対する (理由)「評価性引当額の内訳に関する注記事項の追加」について、と同様。</p>	
	<p>同意しない。</p> <p>(理由)</p> <p>そもそも個別財務諸表を開示すること自体が国際標準ではない状況において、作成者の負担をさらに増やすことは適切でない。IFRSの任意適用が奨励される中、わが国の資本市場においては連結財務諸表と個別財務諸表の依拠する会計基準が異なるケースが増えて</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>きているわけであり、公開草案45項に述べられているような、個別財務諸表の注記が連結財務諸表の注記を理解するための参考となるという理屈は説得力に乏しい。また、企業は日を追うごとに連結グループ経営を推進・発展させており、個別財務諸表の数字が経営判断における指標として意味を持たなくなっている状況が多くなっている。その場合には、公開草案45項に述べられているような、個別財務諸表の注記が連結財務諸表の注記を理解するための参考となるという理屈は成り立たない。その他、企業結合・事業分離に関する会計基準等のニーズの高まりなど、世の中の状況をふまえれば、個別財務諸表の注記については最低でも現状どおりとするべきである。</p> <p>ASBJ としても国際標準(国際的な会計基準)との整合性を、会計基準設定の際のキーワードとするのであれば、所掌範囲とか権限のハードルはあるにせよ、会計基準設定主体としての個別財務諸表のあり方についての見解を明らかにするべきである。</p> <p>個別財務諸表における注記事項の追加を評価性引当額の内訳に関する数値のみにする提案には、同意できない。『公開草案』第4項(注8)(2)と第5項(注9)から、「なお、連結財務諸表を作成している場合、個別財務諸表において記載することを要しない。」の文言を削除し、連結財務諸表と個別財務諸表に同一の注記事項を追加すべきである。</p> <p>『公開草案』第45項にある様に、連結財務諸表の税効果会計に関する注記事項は、税制の異なる複数の連結会社の情報が集計されているために理解が難しいことから、個別財務諸表における注記事項を参考にして分析をしている。その事実と個別財務諸表を含めた開示全体の実務負担を踏まえて、コストと便益の比較の観点から、注記事項を追加すべきかどうか検討したにも関わらず、審議の最終局面で個別財務諸表における注記事項の追加を評価性引当額の内訳に関する数値のみにしたことは非常に遺憾である。</p> <p>『公開草案』第46項に示された、個別財務諸表において注記事項の記載を要しないと</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>た理由については、「(1) …推測することによりある程度理解し得ることが少なくないと考えられる。」「(2) …理解し得ることがあると考えられる。」「(3) …理解し得ることが少なくないと考えられる。」という表現から滲み出ている様に、連結財務諸表の注記から個別財務諸表での繰延税金資産の状態を強いて推測した事例の列举にすぎない。</p> <p>また、第46項では、「連結財務諸表における注記事項の理解に重要な影響が生じることとは比較的限定的である」という便益の評価が述べられているだけで、個別財務諸表に注記事項を追加するコスト負担に関して、『公開草案』には全く記述がない。第46項の説明だけでは、コストと便益の比較が不十分なまま、昨今の理念なき単体開示の簡素化の流れを安易に取り込んだ結論という批判は免れないであろう。</p> <p>同意しない。 (理由) 連結財務諸表の注記において個別の情報が補填されていない限り、個別財務諸表についても連結財務諸表と同じ開示が必要である。</p>	
33) 指定国際会計基準を採用している企業において、個別財務諸表で注記事項を省略できる取扱いを明確にしたい。	<p>税務上の繰越欠損金に係る繰越期限別の数値情報等、本公開草案と国際会計基準の開示項目に差異がある事から、国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成している親法人においては、その差異を理由として、個別財務諸表の注記事項を省略出来る程の開示が連結でなされているかどうかを監査人と協議する等の実務負担が発生し、場合によっては省略できない事も懸念される。したがって、指定国際会計基準特定会社において国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成している場合の扱いについても、個別財務諸表において本公開草案で提案されている注記事項の記載を求めない旨、明確にして頂きたい。</p>	
質問 4-1 : 適用時期等に関する質問		

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
34) 本公開草案の提案の方向性を支持する。	<p>本公開草案の提案に同意する。</p> <p>「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(案)」についての意見書では、次の様に述べた。</p> <p>「開示に関して ASBJ の正式提案がまったくなく、会計処理に対応する開示の改正が先送りされたのは非常に遺憾である。…(略)…会計処理の変更と同時に必要な開示が提供されなければ、財務諸表の利用者は会計処理の結果を正しく理解できない。…(略)…早期適用が可能となる 2016 年 3 月期に遅れることなく、適切な開示規定の導入が図られることを切望している。」</p> <p>「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」は 2017 年 3 月期から既に強制適用されており、『公開草案』で追加された注記事項の開示が強制適用されるのは 2019 年 3 月期からと、2 年遅れになるのは非常に残念である。しかし、『公開草案』の公表が 2017 年 6 月である以上、強制適用の前倒しを求めるのは現実的ではないため、適用時期に関する提案に同意する。</p>	
35) 【開示】 税効果会計基準の一部改正案を早期適用する場合は、表示と注記を併せて適用するか確認したい。	<p>税効果会計基準一部改正案6項「公表日以後最初に終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用することができる。」については、表示のみ早期適用して、注記は早期適用しないこと等、表示または注記のいずれかのみでの早期適用が可能かどうかを確認したい。</p>	
36) 【会計処理】 会計方針の変更	<p>早期適用に関する提案については、以下の理由から同意しない。</p> <p>表示及び注記事項の見直しについては早期適用を認める一方、会計方針の変更について</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
<p>について早期適用を認めない取扱いに同意しない。</p>	<p>は早期適用を認めないことを提案している。これは四半期と年度の会計処理の首尾一貫性の観点によるものと考えられるが、財務諸表利用者にも与える影響や、比較可能性が阻害される等の弊害が生じない限り、認められるよう検討頂きたい。</p> <p>実務上、四半期報告や決算短信において個別財務諸表の開示は要請されておらず、連結財務諸表を開示している会社が四半期で個別財務諸表を開示しているケースは殆ど無く、財務諸表利用者にも与える影響や比較可能性が阻害される等の弊害も殆ど無いと考えられる。</p> <p>また、過去から見直しを支持する意見が多数あり、且つ重要な論点と考えられていた論点も今回の改正案に含まれており(注)、このことから、早期適用の要否については柔軟な対応ができるよう検討頂きたい。</p> <p>(注) 税効果の会計処理に関する論点は広範にわたっていたことから、各論点はグルーピングのうえ順次検討を進めることとされ、問題意識が強く聞かれた繰延税金資産の回収可能性に関する論点が先行して開発されることとなった。(第286回企業会計基準委員会《2014年4月30日》)</p> <p>その他の重要と考えられる論点のひとつである「子会社への投資に係る将来加算一時差異の税効果と繰延税金負債の支払可能性」は、現行の個別税効果実務指針の規定を見直し、連結財務諸表における取扱いと平仄を合せる案を支持する意見が多く聞かれていた。(第288回企業会計基準委員会《2014年5月29日》)</p>	
<p>37) 【会計処理】 回収可能性適用指針案の適用初年度において経</p>	<p>回収可能性適用指針案の適用初年度における遡及適用について 適用時期の提案に同意するが回収可能性適用指針案の適用初年度における遡及適用について、回収可能性適用指針の適用初年度の期首剰余金で調整することとすべきと考える。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
過措置を設けるべきである。	<p>(理由)</p> <p>回収可能性適用指針は平成27年4月1日以後開始する事業年度からの適用であり、その適用に当たっては、当該適用指針の適用初年度における過年度の影響額を期首剰余金の調整項目とすることとしていた(回収可能性適用指針第49項(4))。回収可能性適用指針は、監査委員会報告第66号を実質的に引き継ぐものではあるが、回収可能性適用指針が新たに適用される事業年度より前の事業年度においては、繰延税金資産の回収可能性の判断に関する会計基準等が存在していなかったのであるから、そのような事業年度にまで遡及して回収可能性適用指針改正案を適用することは、上述の回収可能性適用指針の適用初年度における取扱いと齟齬を生じさせることとなる。</p> <p>なお、税効果会計基準一部改正案及び税効果適用指針案についても、回収可能性適用指針案と一体として適用するのが適切であると考えられることから、これらの公開草案の適用(会計処理に関する部分)については回収可能性適用指針案の適用と合わせて、同じ経過措置を設けるのが適切と考える。</p>	
38) 【会計処理】 投資時における子会社の留保利益の取扱いについて、経過措置を設けない理由を明確にすべきである。	<p>本公開草案の提案に同意するが、企業会計基準適用指針公開草案第58号「税効果会計に係る会計基準の適用指針(案)」(以下「税効果適用指針案」という。)第158項では、同第8項(2)と異なり、同第24項について経過措置を設けない理由は記載されていない。そのため、同第24項を適用することによる影響について経過措置を設けない理由を明確にすべきと考える。</p> <p>投資時の子会社の留保利益の取扱いについて 税効果適用指針案第24項を適用することによる影響についての経過措置を設けない理由を明確にすべきと考える。</p> <p>(理由)</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>仮に税効果適用指針案第113項(2)に記載されているように、連結税効果実務指針で定められていた子会社の留保利益のうち投資時に留保しているものに対して繰延税金負債を計上している事例が稀であったとしても、当該取扱いを適用していた場合には、のれんの金額やその後ののれんの償却額(場合によっては減損額)等にも影響するため、変更による影響額の算定は複雑になる場合もあると考えられる。そのため、必ずしも稀だからということのみをもって当該経過措置が必要ないことを説明するのは十分でないとする。</p>	
質問4-2: 適用初年度の経過的な取扱いに関する質問		
<p>39) 本公開草案の提案の方向性を支持する。</p>	<p>『公開草案』16頁～17頁の[開示例]で明らかな様に、比較情報があれば前連結会計年度からの変化額は一目瞭然である。しかし、『公開草案』の公表が2017年6月である以上、初年度に比較情報の開示を義務付けることを要求すれば、多数の子会社を有する企業の実務負担への配慮から、『公開草案』で追加された注記事項の強制適用が2019年3月期よりも遅れる可能性も考えられる。一方で、過去の開示データの収集においては、例えば評価性引当金の内訳と、繰越欠損金の繰越期限別の金額では難易度が異なるとも考えられる。</p> <p>従って、一律に全ての比較情報を記載しないとするのではなく、比較情報の開示の難易度を十分に吟味した上で一部を開示省略可とするのであれば、あくまで2019年3月期からの適用を優先する立場から、提案の経過的な取扱いを設けることに同意する。なお、財務諸表利用者の利便性を配慮して、1社でも多くの企業が、連結財務諸表だけでなく個別財務諸表でも、『公開草案』で追加された全ての注記事項を開示し、適用初年度から比較情報を開示する様に努力されることを期待している。</p>	
質問5: その他		
定義に関するコメント		
40) 評価性引当	<税効果適用指針案について>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
<p>額を定義し、注記すべき事項を明らかにしてはどうか。</p>	<p>評価性引当金の定義について</p> <p>「評価性引当額」の定義を明らかにし、税効果会計基準改正案第4項及び第5項で注記を求める「繰延税金資産から控除された額」の対象を明確にしてはどうか。</p> <p>(理由)</p> <p>これまで会計基準等において「評価性引当額」を定義したものはなく、会計制度委員会報告第10号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」(以下「個別税効果実務指針」という。)第31項及び会計制度委員会報告第6号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」第43項で繰延税金資産から控除した金額の表記例として示されている等にとどまっていた。</p> <p>税効果会計基準改正案第4項及び第5項で「繰延税金資産から控除された額(評価性引当額)」及び「税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産から控除された額(評価性引当額)」についてそれぞれ新たに開示を求める提案がなされており、「開示例」においても評価性引当額に関する注記例が示されているが、本公開草案において上記記述以上に「評価性引当額」を説明した定義又はそれに相当する記述は存在しない。</p> <p>しかしながら、例えば、実務的には以下の場合に見られるように、「評価性引当額」としての注記開示を求めている対象範囲が必ずしも明確とは言えないと考えられる。</p> <p>① 過年度から繰り越された外国税額控除に係る税効果額のうち、回収可能性がある 認められない金額</p> <p>② 租税特別措置法上の税額控除(試験研究費に係る特別控除など)による過年度からの繰越控除額のうち、将来税額控除に利用できると認められない金額</p> <p>③ 連結財務諸表における子会社の取得後欠損金累積額に係る将来減算一時差異に対応した繰延税金資産で、当該子会社について売却の意思がないこと等から回収可能性</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>がないものと取り扱っている金額</p> <p>「評価性引当額」を控除する前の「繰延税金資産」の範囲とともに、注記開示を求める「評価性引当額」の範囲を会計基準等において明確にしておくことで、実務的な取扱いが明確となり、企業間の比較可能性も確保できると考える。</p> <p>評価性引当額の定義について</p> <p>「評価性引当額」の定義を明確にするとともに、企業会計基準公開草案第60号第4項及び第5項で注記を求めている「繰延税金資産から控除された額」の対象を明確にしていただけないか。</p> <p>現行の会計基準等において「評価性引当額」を定義したものはなく、会計制度委員会報告第10号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」第31項等に例示があるにとどまると考えられる。本公開草案においても「評価性引当額」を説明した定義又はそれに相当する記述は存在しないと考えている。例えば、繰越外国税額控除について、翌期以降に外国税額控除の余裕額が生じることが確実に見込まれる場合に当たらず繰延税金資産を計上していない場合において、「評価性引当額」として注記開示していない場合も見られ、実務にバラつきがあると考えられる。</p> <p>このため、「評価性引当額」の定義及び評価性引当額控除前の「繰延税金資産」の範囲を会計基準等において明確にしておくことで、開示に関する企業間の比較可能性を確保できると考える。</p> <p>評価性引当額の定義について</p> <p>税効果会計基準一部改正案第4項及び第5項で注記を求める「繰延税金資産から控除された額」の対象を明確にする観点から、評価性引当額の定義を明確にしてはどうか。または繰延税金資産の認識と測定について明確に書き分け、評価性引当額は測定の問題である</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>ことを明確化してはどうか。</p> <p>(理由)</p> <p>本公開草案では、税効果会計基準一部改正案第4項及び第5項で「繰延税金資産から控除された額」に関する注記を拡充することが提案されている。</p> <p>しかし、現状、実務的には例えば次の場合にはそもそも繰延税金資産の認識自体がなされていない例が見られると考えられる。</p> <p>① 過年度から繰り越された外国税額控除に係る税効果額のうち、回収可能性があるとして認められない金額</p> <p>② 租税特別措置法上の税額控除(試験研究費に係る特別控除など)による過年度からの繰越控除額のうち将来税額控除に利用できると認められない金額</p> <p>③ 連結財務諸表における、取得後欠損金累積額に起因する子会社投資に係る将来減算一時差異に対応した繰延税金資産で、当該子会社について売却の意思がないこと等から回収可能性がないものと取り扱っている金額</p> <p>同様に、回収可能性適用指針案で設けることが提案されている(分類1)に該当する企業が繰延税金資産を一部計上しない取扱いでも、当該一時差異が解消するときに課税所得を減額する効果がないことをどのように捉えるかにより評価性引当額の開示における取扱いが異なる結果となる可能性がある。</p> <p>これは「繰延税金資産から控除された額」(評価性引当額)が現行の「税効果会計に係る会計基準」および回収可能性適用指針で定義がなされておらず、単なる評価性引当額控除前と控除後の繰延税金資産の差額を示すにすぎないためと考えられる。その結果、「評価性引当額」としての注記開示を求めている対象範囲が必ずしも明確とは言えなくなり、実務上の混乱および財務諸表利用者の誤解を招く危険性があると考えられる。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>「評価性引当額」を控除する前の「繰延税金資産」の範囲とともに、注記開示を求める「評価性引当額」の範囲を会計基準等において明確にしておくことで、実務的な取扱いの明確化が可能であり、企業間の比較可能性も確保できると考える。</p> <p>同意しません。以下、理由を記載いたします。</p> <p>「税効果会計に係る会計基準」及び本公開草案からは評価性引当額の定義が不明確です。また、IFRSを適用している在外子会社における評価性引当額の取扱いが不明確です。このような状況下で評価性引当額に関する追加の注記事項を求めたとしても、各社各様の対応となり、企業間比較可能性が損なわれ、当該注記が有用な情報を提供しない虞があります。また、徒に財務諸表作成・監査実務のさらなる負担及び混乱を引き起こしかねません。故に、追加の注記事項を求めるよりも、まず評価性引当額の定義を示していただき、その上でIFRSを適用している在外子会社における評価性引当額の取扱いを明確にさせていただくことで、実務の安定を図ることが先決であると考えます。</p> <p>評価性引当額については、「税効果会計基準に関する会計基準」第二.二.1及び「税効果会計に関する会計基準注解」(注5)に関係すると思われる記述がありますが、これらからは例えば以下についての取扱いが必ずしも明確ではないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「税効果適用指針案」22項(1)の要件を満たさない将来減算一時差異について繰延税金資産が計上されない旨が規定されています。これは、回収可能性の検討に基づき評価性引当額として繰延税金資産から控除するというわけではなく、回収可能性の検討の前の段階でそもそも繰延税金資産を計上しないということを意味しているものと理解しておりますが、この点が必ずしも明確ではありません。 ・「税効果適用指針案」22項(1)の要件を満たすものの同項(2)の要件を満たさない将来減算一時差異について繰延税金資産が計上されない旨が規定されていますが、こ 	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>れが回収可能性の検討に基づき評価性引当額として繰延税金資産から控除するということを意味しているのか否かについて必ずしも明確ではありません。</p> <p>また、「税効果会計に係る会計基準」第二.二.1及び「税効果適用指針案」8項に基づき将来加算一時差異について繰延税金負債を計上しない場合に、これを繰延税金負債に対する評価性引当額であるとする誤解が一部で存在するようです。</p> <p>さらに、平成28年3月25日改正前の日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第10号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」22項は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産のみを対象としており、繰越外国税額控除に係る繰延税金資産について対象としていなかったことから、繰越外国税額控除に係る繰延税金資産について回収可能性の検討に基づき減額した金額があっても同実務指針31項に規定される評価性引当額の対象には含まれないように解される余地があり、実際にそのような実務も行われているようです。</p> <p>上記のような点についての取扱いを明確にして実務の安定を図っていただくために、現行の日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第10号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」31項に記載されている評価性引当額に関する説明について必要な見直しを行った上で、評価性引当額の定義として記載していただくことが必要であると考えます。</p> <p>その上で、IFRSを適用している在外子会社における評価性引当額の取扱いを明確にすべきであると考えます。IFRSにおいてはそもそも評価性引当額という概念そのものが存在しないことから、IAS第12号第81項(e)における「繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異、税務上の繰越欠損金及び繰越税額控除の額」に法定実効税率を乗じて得た金額が必ずしも我が国における評価性引当額と一致するわけではなく、この中から評価性引当額</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>に該当するものだけを抜き出すことは実務上極めて困難であると考えます。故に、IFRSを適用している在外子会社に関しては、評価性引当額の算定方法について何らかの実務上の便法を規定していただくこと等により、現実的な対応を図っていただく必要があるものと考えます。</p> <p>基本的には同意する。</p> <p>ただし、本公開草案においては、連結財務諸表における評価性引当額の注記対象に、連結財務諸表固有の一時差異(子会社等に対する投資に係る一時差異など)が含まれるのか明らかとされていないため、この点を明確に示す必要があると考える。</p>	
<p>41) 税務上の繰越欠損金の定義を明確化していただきたい。</p>	<p>「税務上の繰越欠損金」に係る定義(コメント)</p> <p>税効果会計基準改正案において「税務上の繰越欠損金」の定義を明確化していただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>税効果会計基準改正案においては、税効果会計に関する注記事項として税務上の繰越欠損金に関する情報を追加することが提案されている(税効果会計基準改正案第5項)。しかしながら、税効果会計適用指針案において「税務上の欠損金」が定義されているのみであり、税効果会計基準改正案においては「税務上の繰越欠損金」は定義されていない。したがって、新たに注記事項の対象となる範囲を明確にするためには「税務上の繰越欠損金」の定義が必要と考えられる。</p>	
税効果会計基準一部改正案に関するコメント		
<p>42) 税効果会計基準一部改正案</p>	<p>企業会計基準公開草案第60号「税効果会計に係る会計基準」の一部改正(案)について(1)第4項(注8)(1)の文中、「税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額と将来減算一</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
<p>第4項に定める(注8)について、「将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額」の用語を変更してはどうか。</p>	<p>時差異等の合計に係る評価性引当額に区分して記載する。」とあるが、「将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額」は「税務上の繰越欠損金以外の評価性引当額」等とされた方がよいのではないか。また、参考[開示例]2.注記例における「1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳」における「評価性引当額小計」を「将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額」とされた方がよいのではないか。</p> <p>(理由)</p> <p>企業会計基準適用指針公開草案第58号税効果会計に係る会計基準の適用指針(案)第4項(3)「一時差異及び税務上の繰越欠損金等を総称して「一時差異等」という。税務上の繰越欠損金等には、繰越外国税額控除や繰越可能な租税特別措置法(昭和32年法律第26号)上の法人税額の特別控除等が含まれる。」とあり、「将来減算「一時差異等」」には、定義上、繰越欠損金が含まれると考えられるため。</p>	
<p>43)「税務上の繰越欠損金の額に法人税等の税率を乗じた額」の用語を見直したほうがよい。</p>	<p>税効果会計基準一部改正案第5項(注9)(1)①「税務上の繰越欠損金の額に法人税等の税率を乗じた額」は、企業会計基準適用指針公開草案第58号税効果会計に係る会計基準の適用指針(案)第4項(2)「法人税等」の定義、及び、企業会計基準適用指針第27号税効果会計に適用する税率に関する適用指針第3項(4)「法定実効税率」の定義を勘案すると、「税務上の繰越欠損金の額に法定実効税率を乗じた額」としたほうがよいのではないか。</p>	
<p>44) 税効果会計基準一部改正案の開示例について、税率差異の注記に、「税率変更</p>	<p>税効果会計基準一部改正案参考[開示例]2.注記例「2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳」の項目に、「税率変更による期末繰延税金資産の減額修正」等を追加したほうがよいのではないか。</p> <p>(理由)</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
による期末繰延税金資産の減額修正」等を追加したほうがよい	「3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正」の記載があるため。	
45) 定性的な情報に比較情報を記載することが適切であるか確認したい。	コメント募集のP18(別紙4-2)の開示例において、「(*1)(繰延税金資産から控除された額(評価性引当額)に重要な変動が生じている場合、当該変動の主な内容を記載する。)」に吹き出しで「適用初年度の比較情報に定性的な情報を記載しないことができる。」とあるが、適用2年目以降で、2期連続で評価性引当額に重要な変動が生じている場合でかつ「2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳」(以下、税負担率の分析注記)において、「評価性引当額の増減」が開示されているようなケースでは、当該定性的な情報の注記自体が、税負担率の分析注記との関係から重要性が判断される面があることを鑑みると(第33項)、原則的には比較情報を記載することが適切との理解でよいか確認したい(前連結会計年度において当該定性情報を注記している会社が前提です。)	
46) 重要性が乏しい場合も開示が必要か明確にしていたきたい。	税効果会計に係る会計基準 第四 注記事項、第3項(期中に税率変更が行われ場合の開示)、第4項(決算日後に税率変更が行われた場合の開示)に関し、重要性が乏しい場合も開示が必要になるかが明確ではないが、明確化していただけないか。	
税効果適用指針案に関するコメント		
47) 税効果適用指針案第8項(1)	税効果適用指針案第8項(1)の記載について 税効果適用指針案8項(1)ただし書きでは、個別税効果実務指針第24-2項の「受取時に	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
<p>について、個別税効果実務指針第24-2項の「受取時に会計上の損益及び課税所得(又は税務上の欠損金)に影響を与えなかったものについて」との記載は削除すべきである。</p>	<p>会計上の損益及び課税所得(又は税務上の欠損金)に影響を与えなかったものについて」という記載を引き継いでいるが、当該記載は削除すべきと考える。</p> <p>(理由)</p> <p>税効果適用指針案第8項(1)ただし書きでは、個別税効果実務指針第24-2項の「受取時に会計上の損益及び課税所得(又は税務上の欠損金)に影響を与えなかったものについて」という記載を引き継いでいる。一方、税効果適用指針案第8項(2)②では、個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いを連結財務諸表における子会社等に対する投資に関連する一時差異の取扱いに平仄を合わせたこと等を理由に当該記載を引き継いでいないと考えられ、また、組織再編の税効果会計を定める企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(以下「結合分離適用指針」という。)第115項(株式交換完全親会社の税効果会計)及び第123項(株式移転設立完全親会社の税効果会計)に当該記載はない。</p> <p>「受取時に会計上の損益及び課税所得(又は税務上の欠損金)に影響を与えなかったもの」に関しては「負ののれん発生益」を含むか否かなど解釈に一定の困難さがあり、また、結合分離適用指針第115項及び第123項の定めとも整合していないため、この記載を削除すべきと考える。</p> <p>税効果適用指針案第8項(1)ただし書き(個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針第24-2項の移管)について</p> <p>(コメント)</p> <p>組織再編に伴い受け取った子会社株式等に係る将来減算一時差異のうち、「受取時に会計上の損益及び課税所得(又は税務上の欠損金)に影響を与えなかったものについて」(税効果適用指針案第8項(1)ただし書き)との記載は、削除することが望ましいと考えられ</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>る。</p> <p>(理由)</p> <p>税効果適用指針案第8項(1)ただし書きには、会計制度委員会報告第10号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」第24-2項を引き継いで、「受取時に会計上の損益及び課税所得(又は税務上の欠損金)に影響を与えなかったものについて」との記載がある。</p> <p>一方、企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(以下「結合分離適用指針」という。)第115項(株式交換完全親会社の税効果会計)及び第123項(株式移転設立完全親会社の税効果会計)において、同様の趣旨で組織再編の税効果会計が定められていると考えられるが、当該記載はない。</p> <p>このように、税効果適用指針案第8項(1)ただし書きの当該記載は、結合分離適用指針第115項及び第123項の定めと整合していないことや、「受取時に会計上の損益及び課税所得(又は税務上の欠損金)に影響を与えなかったもの」が、どのようなケースを想定しているのが明確にされていないことを踏まえると、当該記載を削除することが望ましいと考えられる。</p>	
48) 税効果適用指針案第20項、第32項及び第38項に関連し、繰延税金資産の発生原因別の主な内訳の注記につい	<p>内訳注記における個別財務諸表上の一時差異と連結財務諸表固有の一時差異の相殺の取扱いについて</p> <p>税効果適用指針案第20項、第32項及び第38項において、個別財務諸表上の一時差異に対する繰延税金資産又は繰延税金負債と連結財務諸表固有の一時差異に対する資産又は負債を相殺する旨が述べられているが、内訳注記についても相殺後の金額で注記することを確認したい。</p> <p>(理由)</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
<p>て、相殺後の金額で注記することを確認したい。</p>	<p>例えば、現行の連結税効果実務指針第20項においては「個別財務諸表に計上した繰延税金資産を連結手続上取り崩すことになる。」と記載されており、実務上は相殺後の金額で内訳注記が行われていたものと推測する。</p> <p>これらは、連結消去手続に伴う繰延税金資産又は繰延税金負債の連結調整の説明の記載の仕方の違いであり、従前の実務の変更を意図したものでもなく、内訳注記上相殺前の金額で開示する有用性も特に認められないため、従前の実務どおり相殺後の金額で注記することが適切と考える。</p> <p>注記における個別財務諸表上の一時差異と連結財務諸表固有の一時差異の相殺の取扱い (コメント)</p> <p>税効果適用指針案第20項、第32項及び第38項において、個別財務諸表で計上した繰延税金資産又は負債と同額の繰延税金資産又は繰延税金負債を計上したうえで、個別財務諸表上の一時差異に対する繰延税金資産又は繰延税金負債と連結財務諸表固有の一時差異に対する資産又は負債を相殺する旨の記載があるが、注記についても相殺後の金額で記載する旨を明示いただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>税効果適用指針案第20項、第32項及び第38項の規定が適用されるのは、いずれも個別財務諸表において計上した繰延税金資産又は負債と連結財務諸表固有の一時差異に係る繰延税金資産又は負債とを相殺した額が、連結財務諸表上の会計上の簿価と税務上の簿価との差額に係る繰延税金資産又は負債となっている状況と考えられる。当該状況を踏まえると、これらの規定により相殺された個別財務諸表上の一時差異に対する繰延税金資産又は繰延税金負債と連結財務諸表固有の一時差異に対する繰延税金資産又は繰延税金負債は</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>相殺後の金額で内訳注記すべきと考えられる。しかしながら、税効果適用指針案第20項等の記載では注記についても相殺後の金額で記載すべきか否かが明確でないため、明示が必要と考えられる。</p>	
<p>49) 税効果適用指針案第39項の表題と内容が合致しない。</p>	<p>税効果適用指針案第39項の表題について</p> <p>税効果適用指針案第39項の表題は「連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱い」となっているが、当該表題は、2段落目のなお書きに対応するものである。1段落目は、売却損益の税務上の繰延べの有無とは関係しない子会社に対する投資に係る連結財務諸表固有の一時差異の取扱いと考えられる。</p> <p>このため、表題を変更する又は1段落目の記載場所を変更する等の対応を図るべきと考える。</p> <p>税効果適用指針案第39項(連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱い)第1段落の記載場所について(コメント)</p> <p>税効果適用指針案第39項第1段落は表題と対応していないため、記載場所を見直すべきと考える。</p> <p>(理由)</p> <p>税効果適用指針案第39項第2段落は、表題のとおり連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いについて記載されている。一方で、同適用指針案第39項第1段落は、子会社に対する投資に係る連結財務諸表固有の一時差異の取扱いに関する記載であり表題と対応していないため、同適用指針案第22項から第31項に関連することがわかるよう記載場所を見直すべきと考</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
50) 税効果適用指針案第113項に関連し、投資時の子会社の留保利益の取扱いを引き継がなかったことの原因を見直す必要がある。	<p>える。</p> <p>投資時の子会社の留保利益の取扱いを引き継がなかったことの原因付けについて 税効果適用指針案第113項における、投資時の子会社の留保利益の取扱いを引き継がなかったことの原因付けの記載は見直すべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>税効果適用指針案第113項で連結税効果実務指針第58項および第59項で定められる投資時における子会社の利益留保額の取扱いを引き継がなかった理由が記載されている。</p> <p>しかし、これらの理由では、投資時における子会社の留保利益については、本来計上すべきであるが実例が稀であることから計上しないこととしたのか、税効果に関する会計基準内の定義等に照らした整合性等の観点から計上しないこととしたのか判然とせず、JICPAの実務指針を引き継ぐにあたり会計処理に関する取扱いを変更したことの原因付けとしては乏しいと考えられる。</p> <p>例えば、投資時における子会社の留保利益については、個別上の投資簿価と連結上の投資簿価は連結決算手続の結果(付随費用の処理を除き)、一致しているため、連結財務諸表固有の一時差異に該当しないと考えられるというような原因付けを行うことが考えられる。</p>	
連結納税制度を適用する場合の実務対応報告との整合性に関するコメント		
51) 他の会計基準等との整合性について	<p>他の会計基準等との整合性について</p> <p>実務対応報告第7号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(以下「実務対応報告第7号」という。)の個別財務諸表における投資価額修正の取扱いの要件記載を、税効果適用指針案第8項(2)の取扱いに整合させるように見直す必要がある。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>(理由)</p> <p>税効果適用指針案第8項(2)では、子会社株式等に係る将来加算一時差異について、親会社等がその投資の売却等を当該会社自身で決めることができ、かつ、予測可能な将来の期間に、その売却等を行う意志がない場合に繰延税金負債を計上しないとされている。</p> <p>一方、実務対応報告第7号の個別財務諸表における投資価額においては、「連結納税制度の適用により、当該他の連結納税会社の実質的な税務上の帳簿価額を減額修正する部分については、将来加算一時差異と同様になり、原則として、当該減額修正される部分につき繰延税金負債を計上することとなる。ただし、予測可能な将来の期間に、その譲渡を行う意思がない場合には、繰延税金負債を認識しないものとするのが適当である。」と規定されており、“親会社等がその投資の売却等を当該会社自身で決めることができ”という要件が含まれていないが、両規定の趣旨は同じであると考えられるため、要件の記載も揃えることが望ましいと考えられる。</p>	
52) 税効果適用指針第38項に関連して、連結納税制度を適用する際に、子会社株式等の売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表上の税効果の取扱いにつ	<p>連結納税制度を適用する際の子会社株式等の売却損益を連結上繰り延べる場合の連結財務諸表上の税効果の取扱いについて</p> <p>連結納税制度を適用する際に、子会社株式等の売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表上の税効果の取扱いについて明らかにすべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>連結会社間における資産の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表上の取扱いについて、資産(子会社株式等を除く。)の売却損益は税効果適用指針案第38項で、子会社株式等の売却損益は税効果適用指針案第39項2段落目でそれぞれ規定されている。</p> <p>一方、連結納税制度を適用する場合に資産の売却に伴い生じた損益を税務上繰り延べる</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
<p>いて明らかにすべきである。</p>	<p>場合の連結財務諸表上の取扱いについては、実務対応報告第5号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」Q5(損益の繰延)において、「譲渡した事業年度の課税所得を構成せずに課税が繰り延べられることとなる損益(土地、有価証券等の連結納税会社間の取引から生じるもの)(法人税法第61条の13)は、基本的には、連結財務諸表においても消去されることから、連結納税主体の繰延税金資産及び繰延税金負債は認識しないこととなる。」という税効果適用指針案38項に対応する資産(子会社株式等を除く。)の売却損益の記載はあるものの、税効果適用指針案第39項2段落目に対応する子会社株式等の売却損益の記載はない。</p> <p>したがって、連結納税制度を適用する際に、子会社株式等の売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表上の税効果の取扱いについても明らかにすべきである。</p> <p>税効果適用指針案第38項及び第39項と連結納税(グループ法人税制と連結納税制度)</p> <p>連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における当該売却損益に係る一時差異について、連結納税制度を適用しているときの取扱いを明確に示すべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>連結会社間における資産の売却に伴い生じた売却損益について、税務上の要件を満たし課税所得計算において当該売却損益を繰り延べる場合(法人税法第61条の13)の連結財務諸表上の取扱いについては、税効果適用指針案第38項(子会社株式等を除く資産の売却損益)と、税効果適用指針案第39項なお書き(子会社株式等の売却損益)に記載されている。一方、連結納税制度を適用する場合に資産の売却に伴い生じた損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表上の取扱いについて、資産(子会社株式等を除く)の売却損益の定めは、実務対応報告第5号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(そ</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>の1) 」 Q 5 (損益の繰延) に記載されているが、子会社株式等の売却損益に関する取扱いは必ずしも明確とはいえないと考えられる。</p> <p>したがって、連結財務諸表における当該売却損益に係る一時差異について、連結納税制度を適用しているときの取扱いを明確に示すべきである。</p>	
<p>53) 連結納税制度を適用している場合の評価性引当額の注記の「税金の種類を示して注記することが望ましい。」を他の会計基準等の修正で取り扱うべきである。</p>	<p>連結納税制度を適用している場合の取扱いについて</p> <p>連結納税制度を適用している場合の評価性引当額の注記方法に関する取扱いについて「本会計基準の公表による他の会計基準等の修正」において取り扱うべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>実務対応報告第7号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(以下「実務対応報告第7号」という)では、Q9のAにおいて、「(前略)…繰延税金資産から控除された金額については、連結納税制度を適用した場合、繰延税金資産の回収可能性は税金の種類ごとに判断することとなるため、税金の種類によって回収可能性が異なる場合には、税金の種類を示して注記することが望ましい。」とされている。</p> <p>税効果会計基準一部改正案のとおり評価性引当額の繰越欠損金に係るものと繰越欠損金以外に係るものの内訳に関する注記および繰越欠損金の失効年度ごとの内訳注記を行う場合、これらの注記において実務対応報告第7号の要求どおり税金の種類を示して注記することを求めるのか否かが会計基準等の中で明らかにされないと、連結納税制度適用企業においては実務の混乱を招く恐れがあると考えられるためである。</p>	
<p>54) 連結納税制度を適用する場合における税効果会計の取扱と</p>	<p>連結納税制度を適用する場合における税効果会計の取扱いと企業結合会計における税効果会計の取扱いの整合性</p> <p>(コメント)</p> <p>当該論点に関して今回の移管に際して現状の取扱いを変更しないことに反対はしない</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
<p>企業結合会計における税効果会計の取扱いの整合性を図るべきである。</p>	<p>が、現状の取扱いを変更しない理由の記載についての見直しが必要と考える。</p> <p>(理由)</p> <p>現状の取扱いを変更しない理由として、基準諮問会議から両基準の整合性に関する提言が行われた以降、現状の取扱い対して、情報の有用性の観点から実務上大きな課題が聞かれておらず、当該取扱いを変更するニーズが必ずしも大きくはないと考えられることがコメント募集文書の(別紙2)に記載されている。しかしながら、基準諮問会議から提言を受けた事項に対し、現状の取扱いを変更するニーズが高くないという理由は、根拠として十分ではないと考えられるため、見直しが必要と考える。また、当面の間現状の取扱いを継続することはやむを得ないものの、本来は両者の整合性を図るべきものであると考えられるため、本論点に係る今後の検討予定についても明示する必要がある。</p> <p>連結納税制度を適用する場合における税効果会計の取扱と企業結合会計における税効果会計の取扱いの整合性を図るべきである。</p> <p>実務対応報告第5号「連結納税に関する当面の取扱い(その1)」Q12-2及びQ13では、連結納税に加入又は離脱する意思決定を行った時点で、繰延税金資産の回収可能性を判断するとされている。一方で、企業結合の場合には、回収可能性の判断における企業結合の影響は企業結合年度から反映させるとされており(企業結合適用指針75項、設例35)、理論的に整合しないのではないかと考えられる。</p> <p>当該取扱いを変更するニーズが大きくないとは考えられず、検討が必要と考える。特に共通支配下の取引のように企業結合が行われ回収可能性が変更となることが確実な場合には、企業結合の意思決定時点から当該影響を反映させることが適切と考える。</p>	
中間税効果適用指針案に関するコメント		
55) 税金費用の	税金費用の相手勘定が借方残高となる場合の表示区分の変更について	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
<p>相手勘定が借方残高となる場合の表示区分の変更について、税効果会計基準改正案に伴うものであることを明記してはどうか。</p>	<p>中間税効果適用指針案第44項において、税金費用の相手勘定が借方残高となる場合、従来、流動資産の区分に表示されていたものが、今回、投資その他の資産の区分に表示方法が変更される。これは税効果会計基準改正案に伴うものであることを明記してはどうか。</p> <p>(理由)</p> <p>中間税効果適用指針案第44項では、借方差額については「税効果会計に関するQ&A」において繰延税金資産などの科目を用いることが示されていたとの記載はあるが、なぜ流動資産の区分に表示されていたものが投資その他の資産の区分に表示することになるのかについて、理由が記載されていない。</p>	
本公開草案が最終化された後に検討の要否を検討するものに関するコメント		
<p>56) 100%子会社間での子会社株式等の売買に係る税効果の取扱いについて明確にされたい。</p>	<p>企業会計基準適用指針公開草案第58号/第39項・第140項・設例8については、企業集団内の完全支配関係にある国内連結子会社間における子会社株式又は関連会社株式の売買について、連結財務諸表上、当該取引及び売買損益は消去され、また、税務上も売買損益に係る課税は繰延べられ、税金の実支払は生じないにもかかわらず、連結財務諸表上、繰延税金負債を計上し、税金費用が発生するという取扱いになっている。かかる取扱いは、企業集団の経済実態に鑑みて違和感がある。今回の税効果適用指針案において見直しが検討された形跡が見当たらない。どのような扱いになっているのか明らかにしていただきたい。また、見直しを行わないということであれば、その考え方を税効果適用指針の結論の背景において明示していただきたい。</p>	
<p>57) その他の包括利益が課税された場合における税金費用の表示</p>	<p>将来加算一時差異又は将来減算一時差異のうち、その他の包括利益として計上されるものが、税務上、課税された場合における税金費用の表示方法について明確にされたい。</p> <p>企業会計基準適用指針公開草案第58号「税効果会計に係る会計基準の適用指針案」(以</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
<p>示について明確にされたい。</p>	<p>下、「適用指針公開草案」いう。)第2項(3)で、一時差異とは、「連結貸借対照表及び個別貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得計算上の資産及び負債の金額との差額をいう。」と規定されている。</p> <p>また、同第9項では、「(1) 資産又は負債の評価替えにより生じた評価差額等を直接純資産の部に計上する場合、当該評価差額等に係る一時差異に関する繰延税金資産及び繰延税金負債の差額について、年度の期首における当該差額と期末における当該差額の増減額を、純資産の部の評価・換算差額等を相手勘定として計上する。</p> <p>(2) 資産又は負債の評価替えにより生じた評価差額等をその他の包括利益で認識した上で純資産の部のその他の包括利益累計額に計上する場合、当該評価差額等に係る一時差異に関する繰延税金資産及び繰延税金負債の差額について、年度の期首における当該差額と期末における当該差額の増減額を、その他の包括利益を相手勘定として計上する。」と規定されている。</p> <p>これらの取扱いによれば、評価・換算差額等又はその他の包括利益累計額は税務上は資産又は負債であるが、会計上は純資産の部に計上され資産又は負債ではないことから、税務上、その他の包括利益が課税対象となる場合には、一時差異が生じておらず税効果を認識しないことになるものと考えられる。その結果、その他の包括利益がすでに課税されていても税額控除前の金額で表示され、課税された税金費用は法人税、住民税及び事業税に計上されることになる。</p> <p>しかし、その他の包括利益に関連して認識された税金費用は、その他の包括利益がすでに課税済みであることを示すために、その他の包括利益から控除して表示することが適切な表示となるものと考えられる。</p> <p>したがって、その他の包括利益への課税時の税金費用の表示方法の明確化が必要である</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>ものとする。</p> <p>なお、本件は、第284回企業会計基準委員会審議事項(5)-2の「現行の実務指針に関する課題」の55番として提示している。</p>	
58) 実務的に重要な項目について検討すべきである。	<p>審議当初における要検討事項について、実務的に重要な項目についてきちんと審議を行うべきである。</p> <p>2015年7月24日の第316回企業会計基準委員会では、7つの論点について早急に対応すべきとしているが、このうち3つについては対応されていない。また、検討対象としたその他の論点についても(14)を除き対応されていないことから、今回で反映するかまたは今後のごく近い将来に反映するべく継続的に検討すべきと考える。</p>	
その他のコメント		
59) 基準・適用指針の作成の基礎となる考え方について一貫性に欠ける。	<p>今回の一連の改正(案)の主眼は、国際的な会計基準との比較可能性の向上に置かれているのか、国内独自基準としての質的向上に置かれているのか、わかりにくい。たとえば、繰延税金資産及び負債を固定の区分に表示する論拠としては、IFRS等での取り扱いに合わせるによる比較可能性の向上と、財務諸表作成者の実務負担の軽減が挙げられている。一方で、未実現利益の消去に係る税効果会計に関してこれまでの繰延法を踏襲する論拠としては、国内企業の実務に照らせば必ずしもIFRSと整合させる必要がないことと、資産負債法へ変更した場合の実務負担増への配慮が挙げられている。実務負担の度合いが異なることは理解できるが、基準・適用指針の作成の基礎となる考え方について一貫性に欠けるのではないか。</p>	

以上